

中小企業にも有効な 「人材投資促進税制」

青色申告書を提出する法人と個人の両方に適用可能な「人材投資促進税制」が本年4月から3年間の時限措置として導入されました。個人は来年1月から適用です。今回はこの税制で適用のある中小企業者特有の税額控除制度にポイントをあてて、適用の可能性を探ってみたいと思います。

(1) 「人材投資促進税制」とは

この税制は、従業員の教育訓練費として支出した費用の一定額を当期の税額から控除する制度です。人材の育成・強化を税制面から後押しする制度として活用が期待されています。

(2) 制度の概要

- ① **基本制度** 教育訓練費を基準額（前2事業年度の平均額）より増加させた場合、その増加額の25%相当額を税額から控除（法人税額の

10%を限度）することが認められます。

- ② **中小企業の特例** 資本金が1億円以下の中小企業や個人事業者については、上記の①との選択により次の計算方法による税額控除が認められます。すなわち、当期の教育訓練費のうち直前2年間の教育訓練費の平均額を超える金額のその平均額に対する割合が40%以上の場合には20%の税額控除率、又この割合が40%未満の場合はこの割合に0.5を乗じた税額控除率（ともに法人税額の10%を限度）で税額控除することができます。

(3) 適用要件

適用を受ける場合には、確定申告書に控除を受ける金額とその計算に関する明細書の添付が必要となります。又証憑書類等は、後の税務調査等に備え整理して保存しておきましょう。

(4) 留意点

教育訓練対象者は、法人や個人事業主の使用人が該当し、役員や使用人兼務役員、入社予定者等は該当しません。そして、教育訓練費の範囲も、間違えないように確認してください。

ナマの税務相談室

Q 子のない叔母が3月10日①会社に自宅を遺贈する（鑑定評価付）②残りの預金など動産は甥のT一郎に遺贈する、と遺言

して死亡しました。叔母に子供がないので、相続人は次弟のM社長と代襲相続人の甥の私T一郎です。叔母の相続税その他の税について教えてください。

A 会社というのは、私が顧問をしているM酒造ですね。M酒造は叔母の相続人ではないので、相続税はかからないが、法人税の課税対象になります。そして、T一郎さんには、預貯金など動産が相続財産となって相続税がかかります。

Q 先生、M社長が最近法人会で講師にその場合所得税の規定により叔母は法人に資産を贈与したから譲渡所得がかかるのではと。

A 講師はよいことを教えてくれましたね。鑑定評価書によると、叔母上の自宅は2

被相続人が会社に 不動産を遺贈した!!

億円とのことですから2億円を譲渡収入金額としてM社長とあなたが法定相続人として、叔母上の譲渡所得を準確定申告の方法、すな

わち、7月10日までに申告納税をすることとなります。

Q エッ、先生、そのことは計算外でした。M社長は、M酒造が大赤字で苦しんでいたの、叔母に、生前懇望して自宅を遺贈してもらったのです。会社は遺贈の登記を4月に完了したので、売買する手筈なのです。叔母に譲渡所得が遺贈によって発生するとは。しかし、M社長は財産を全く相続しないのに所得税が私と共にかかるのですか。

A ハイ、国税通則法の定めで、叔母上の相続人のM社長とT一郎さんが法定相続分により納付義務の承継をすることになります。

【参考】 所法59① 同124

通則法5

ナマの税務相談室